

大阪市耐震改修支援機構耐震化支援団体認定等要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪市耐震改修支援機構（以下「支援機構」という。）において、大阪市耐震改修支援機構設置要綱第4条に規定する耐震化支援団体（以下「耐震化支援団体」という。）の認定及び処分（指導、勧告、除名）を公正に行うにあたって必要な事項を定めるものとする。

(認定及び処分の審議)

第2条 大阪市耐震改修支援機構運営要綱（以下「運営要綱」という。）第7条に定める耐震化支援団体審査委員会（以下「審査委員会」という。）は、本要領に照らして耐震化支援団体の認定及び処分に関して審議を行う。

2 審議は、委員の2分の1以上の出席により成立する。

(審査委員会の委員長)

第3条 審査委員会には委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は審査委員会を代表し、議事その他会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に会議の出席を求めることができる。

(審査委員会の議決)

第4条 審査委員会の議決は、出席委員の過半数で決する。

(耐震化支援団体の認定要件)

第5条 運営要綱第5条に定める代表理事（以下「代表理事」という。）は、第2条に定める審議を踏まえ、運営要綱第5条に定める理事会（以下「理事会」という。）での決議に基づき、以下の要件の全てを満たす団体を耐震化支援団体に認定することができる。

なお、この要領でいう「団体」は、法人又は「団体としての組織を備え、多数決の原則が行われ、構成員の変動にかかわらず団体が存続し、その組織において代表の方法、総会の運営、財産の管理等団体としての主要な点が確定している」（最判昭和39年）ものとする。

(1) 団体の目的や事業実績等を勘案し、住宅の耐震化に係る普及啓発を行う組織と

能力を有すると認められる団体であること。

- (2) 団体の目的や事業実績等を勘案し、安心して耐震診断又は耐震改修を依頼することのできる事業者（以下「耐震事業者」という。）を3以上登録し、これを紹介する組織と能力を有すると認められる団体であること。なお、耐震事業者のうち、3者を要件事業者として指定すること。ただし、要件事業者については、他の耐震化支援団体の要件事業者との重複はできないものとする。
- (3) 営利を目的としない団体であること。
- (4) 法人格を有する団体にあつては法人格取得後、概ね1年を経過し、法人格を有しない団体にあつてはその設立後、概ね2年を経過している団体であること。
- (5) 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止の措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (6) 大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (7) 建築基準法その他関係する法令に違反し処分等を受けた場合にあつては、その処分等の日から2年を経過していること。
- (8) 耐震化支援団体の除名処分を受けていないこと。
- (9) 耐震事業者の登録等に関する手続きを定めていること。ただし、内容については、「(別添1) モデル耐震事業者登録要綱」に準じたものとする。
- (10) 消費者を対象としたサービスの提供にあたって、過大な対価を請求することの無い者であること。
- (11) 大阪府消費者保護条例（昭和51年大阪府条例第84号）第11条第2項に規定する自主行動基準の届出をし、公示されていること。ただし、当該自主行動基準には、下記の事項を規定するものとする。

(団体が遵守すべき事項)

- ア 適切な情報の提供等
- イ 所定の契約等様式の推奨
- ウ 研修の実施
- エ 相談窓口の設置等
- オ 人権の尊重

(団体会員が遵守すべき事項)

- ア 関係法令の遵守
- イ 消費者の満足向上
- ウ 情報の提供等
- エ 見積り、契約等の書面

- オ 工事に際しての配慮
- カ モラルの向上
- キ 技術・技能の研鑽
- ク 人権の尊重
- ケ 環境への配慮
- コ 個人情報の保護
- サ 苦情処理等の対応

(耐震化支援団体の認定及び変更の手続き)

第6条 耐震化支援団体の認定及び変更の手続きは以下のとおりとする。

(1) 認定申請手続き

耐震化支援団体の認定を受けようとする者は、支援機構に対して様式1及び様式2により、第5条の要件を満たすことを証する資料を添えて申請しなければならない。

(2) 認定通知

支援機構は、上記申請により耐震化支援団体が認定されたときは、様式3により当該団体あて認定を通知する。

(3) 変更認定申請手続き

耐震化支援団体は、以下のとき、様式4により速やかに支援機構に対して変更認定を申請しなければならない。

ア 耐震化支援団体において、新たに耐震事業者を登録するとき

イ 耐震事業者が支援機構を通じて実施しようとする事業の種別（耐震診断、耐震改修設計、耐震改修工事）又は事業の対象となる住宅の構造種別を追加するとき

ウ その他、支援機構において必要と認めるとき

(4) 変更認定通知

支援機構は、上記申請により変更が認定されたときは、様式5により当該団体あて認定を通知する。

(5) 辞退手続き

耐震化支援団体において、第5条の要件を欠く事情が発生した場合、又は耐震化支援団体としての事業を中止する場合は、その旨を様式6により速やかに支援機構に対して届け出なければならない。

(6) 団体基礎情報の変更届

耐震化支援団体において、前記様式1の①（団体基礎情報）の事項に変更が生

じた場合は、変更内容を様式7により速やかに支援機構に対して届け出なければならない。

(7) 手続きの実行の請求

耐震化支援団体が、(5)又は(6)に規定する手続きを速やかに行わないときは、支援機構は、当該団体に対して当該手続きの実行を請求することができる。

(耐震事業者の登録)

第7条 耐震化支援団体は、責任をもって、かつ、第5条(9)に定める手続きにより適正に、以下の要件の全てを満たす事業者を耐震事業者として登録するものとする。

ただし、耐震診断のみ、耐震改修設計のみの登録は不可とする。

- (1) 耐震診断、耐震改修設計を実施するものにあつては、大阪府内において、建築士法第23条第1項の規定による登録を行っていること。
- (2) 耐震改修工事を実施するものにあつては、大阪府内に建設業法に規定する営業所を有し、同法第3条第1項、第2項の規定により、同法別表の下欄の建設業のうち建築工事業の許可を受けていること。
- (3) 耐震改修工事を実施する者にあつては、1年以上の瑕疵担保責任を負うこと。
- (4) 耐震改修工事を実施する者にあつては、工事保険に加入していること。
- (5) 契約に関して相当の実務経験を有し、契約内容の説明・履行等について責任をもって対応する者を契約実務者として置くこと。
- (6) 建築及び契約の実務に携わる者が耐震化の促進に必要となる研修を継続的に受講すること。
- (7) 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止の措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (8) 大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (9) 建築基準法その他関係する法令に違反し処分等を受けた場合にあつては、その処分等の日から2年を経過していること。
- (10) 耐震事業者の登録の取り消しを受けていないこと。
- (11) 耐震事業者として支援機構を通じて実施しようとする事業の種別(耐震診断、耐震改修設計、耐震改修工事)及び事業の対象となる住宅の構造種別ごとに、耐震事業者の登録を申請する日から過去3年以内に、各々3以上の実績(主たる事業者として実施したものに限る)を有すること。
- (12) 大阪府消費者保護条例第11条第2項に規定する自主行動基準の届出をし、公示されていること。

(耐震事業者の登録簿の整備・保管)

- 第8条** 耐震化支援団体は、耐震事業者に関する情報を当該団体が定める登録簿に編纂するとともに、様式8により支援機構に提出する。登録簿に変更が生じた場合は、支援機構との協議により取り決めた一定期間ごとに変更部分を明示して提出する。
- 2 審査委員会は、第1項に定める変更部分を明示した登録簿の提出があった場合は、その内容について報告を受けることとする。
- 3 耐震化支援団体は、耐震事業者の登録内容に変更が生じ、又は変更が生じた事実を知った場合は、速やかに当該事業者に対して変更事実の申告及び登録情報の更新手続きを求める等、適正な情報管理に努めること。

(活動状況の報告)

- 第9条** 支援機構は、耐震化支援団体に対し、当該団体及び耐震事業者の活動状況その他必要な事項について、様式9により報告を求めることができる。
- 2 耐震化支援団体は、支援機構を通じて耐震診断又は耐震改修を依頼した者と耐震事業者との間で紛争等が生じた場合は、その経過等につき様式10により支援機構に報告するものとする。

(耐震事業者の登録の取り消し等)

- 第10条** 耐震化支援団体は、以下のとき、第5条(9)に定める手続きに従い当該事業者の登録を取り消すものとする。
- (1) 耐震事業者が、第7条(1)～(6)に掲げる要件を欠く事情が発生した場合において、耐震化支援団体が相当の期間を定めて是正を要請してもその是正がなされないとき
- (2) 耐震事業者が、第7条(7)～(11)に掲げる要件に反することが明らかとなり、又は大阪府消費者保護条例第13条に基づく勧告に従わなかったとき
- (3) 運営要綱第9条に定めるコンプライアンス委員会が行う事実調査とそれに基づく法的考え方の整理により、耐震事業者が悪質な行為を行ったということが明らかとなったとき
- 2 耐震化支援団体は、第1項に定めるものの他、耐震事業者としてふさわしくない行為を行った当該事業者に対し、第5条(9)に定める手続きに従い、登録の取り消しその他必要な措置をとるものとする。

(耐震化支援団体の処分要件)

第11条 代表理事は、以下のとき、第2条に定める審議を踏まえ、理事会での決議に基づき、当該団体に対して指導又は勧告を行う。

- (1) 耐震化支援団体が、第10条に基づく耐震事業者の登録の取り消し等の手続きを適正に行わなかったとき
- (2) 耐震化支援団体としてふさわしくない行為を行ったとき

2 代表理事は、以下のとき、第2条に定める審議を踏まえ、理事会での決議に基づき、当該団体を除名する。

- (1) 耐震化支援団体が、第1項の指導又は勧告に従わなかったとき
- (2) 耐震化支援団体が、第6条(7)の請求に応じないとき
- (3) 耐震化支援団体が、大阪府消費者保護条例第13条に基づく勧告に従わなかったとき
- (4) 運営要綱第9条に定めるコンプライアンス委員会が行う事実調査とそれに基づく法的考え方の整理により、耐震化支援団体が悪質な行為を行ったということが明らかとなったとき

(耐震化支援団体の処分の手続き)

第12条 第11条第2項の場合において、代表理事は、耐震化支援団体又はその代理人に対しその旨を告知し、弁明の機会を与えるものとする。

2 支援機構は、耐震化支援団体に対する処分が決定したときは、様式11により当該団体あて処分の内容を通知する。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成20年10月9日から施行する。

附則

この要領は、平成21年7月1日から施行する。

附則

- 1 この要領は、平成23年9月16日から施行する。
- 2 この要領の施行前に耐震化支援団体に登録された耐震事業者については、なお従前の例によることができる。

(様式1)

平成 年 月 日

大阪市耐震改修支援機構
代表理事 様

(申請者)
団体名

代表者氏名 印

耐震化支援団体 認定申請書

標記のことについて、大阪市耐震改修支援機構耐震化支援団体認定等要領第6条(1)に基づき、耐震化支援団体の認定を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

① 団体基礎情報

フリガナ 団体名称			
耐震事業者を紹介できる事業の種別と事業者数(予定)	(あてはまる事項の□の部分に■にしてください。複数可) □ 耐震診断 □ 耐震改修設計 □ 耐震改修工事 () 事業者 () 事業者 () 事業者		
事業の対象となる住宅の構造種別	造		
団体の特徴 (200字以内)			
会員数	人		
所在地	〒 -		
営業時間/定休日	営業時間		定休日
代表者氏名			
設立年月日	平成 年 月 日		
要件事業者	(大阪市耐震改修支援機構耐震化支援団体認定等要領第5条(2)に定める要件事業者を3者指定してください。) 1 2 3		
問い合わせ窓口	TEL	-	-
	FAX	-	-
メールアドレス			
ホームページURL			
担当者氏名			
この情報は、平成 年 月 日 現在のものです			

② 団体で実施している住宅の耐震化に関する普及啓発事業

事業項目	事業の具体的内容
(セミナー、相談会、書籍の発行等)	(日時、場所、テーマ、参加者数、概要等)

※ 過去2年間の事業実績を記入してください。

※ チラシなど、事業の内容がわかる資料があれば添付してください。

③ 団体で実施（予定）している内部教育・研修等

実施（予定）時期	教育・研修等の内容
	(場所、テーマ、参加者数、概要等)

※ 過去1年間に実施済及び今後1年間に実施予定の教育・研修等について記入してください。

※ チラシなど、教育・研修等の内容がわかる資料があれば添付してください。

④ 耐震事業者（予定者）の情報

- ・ 別添2に記載してください。
- ・ 事業者毎にシートを替えて記載してください。
- ・ 事業実績については、耐震化支援団体認定の申請日から過去3年以内に実施したものを登録したい事業種別及び事業の対象となる住宅の構造種別毎に3物件となるように記載してください。
- ・ 申請書提出の際には、上記事業実績にかかる診断の報告書、設計図書、工事写真などを併せて持参してください。

□ 関係資料

- ・ 定款又は規約等団体の規範
- ・ 団体役員名簿
- ・ 大阪府消費者保護条例に基づき届出、公示を受けた自主行動基準
- ・ 耐震事業者の登録等の手続きを定めた規定
- ・ 耐震事業者（予定者）が大阪府消費者保護条例に基づき届出、公示を受けた自主行動基準
- ・ その他、大阪市耐震改修支援機構が必要と認める書類

※ 記載内容については、ホームページ等において公表することがあります。

(様式2)

大阪市耐震改修支援機構
代表理事 様

宣 誓 書

大阪市耐震改修支援機構の耐震化支援団体の認定申請にあたり、次に掲げる事項に相違ないことを宣誓します。

1. 大阪市耐震改修支援機構耐震化支援団体認定等要領第5条に定める耐震化支援団体の認定要件を具備していること及び認定申請書（添付書類を含む）に記載した事項に相違ないこと。
2. 大阪市耐震改修支援機構にかかる事業を通じて知り得た市民の氏名や住所等の個人情報を本事業外で利用しないこと、あるいは第三者に漏らさないこと。

平成 年 月 日

団体名

代表者

⑩

(様式3)

平成 年 月 日

様

大阪市耐震改修支援機構

代表理事

印

耐震化支援団体の認定について（通知）

平成〇年〇月〇日付け申請について審査したところ適当と判断されますので、下記のとおり貴団体を耐震化支援団体に認定します。

記

- 1 団体名称
- 2 認定番号
- 3 認定年月日

大阪市耐震改修支援機構
代表理事 様

団体名
代表者氏名 印

耐震化支援団体 変更認定申請書

標記のことについて、大阪市耐震改修支援機構耐震化支援団体認定等要領第6条(3)に基づき、変更の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

フリガナ 団体名称		
認定年月日	平成 年 月 日	
認定番号		
変更事項	変更前	
	変更後	
変更の理由		

※ 変更事項等については、必要に応じて別紙に記載していただいてもかまいません。

※ 必要に応じて、変更事実を証する資料を添付してください。

(様式5)

平成 年 月 日

様

大阪市耐震改修支援機構

代表理事

印

耐震化支援団体の変更認定について（通知）

平成〇年〇月〇日付け申請について審査したところ適当と判断されますので、下記のとおり変更を認定します。

記

- 1 団体名称
- 2 変更認定年月日
- 3 変更事項

(様式6)

平成 年 月 日

大阪市耐震改修支援機構
代表理事 様

団体名

代表者氏名

印

耐震化支援団体 認定辞退届け

標記のことについて、大阪市耐震改修支援機構耐震化支援団体認定等要領第6条(5)に基づき、耐震化支援団体の認定を辞退します。

- 1 団体名称

- 2 認定年月日

- 3 認定番号

- 4 辞退理由

大阪市耐震改修支援機構
代表理事 様

団体名
代表者氏名 印

耐震化支援団体 団体基礎情報変更届

標記のことについて、大阪市耐震改修支援機構耐震化支援団体認定等要領第6条（6）に基づき、次のとおり届け出ます。

フリガナ 団体名称		
認定年月日	平成 年 月 日	
認定番号		
変更事項	変更前	
	変更後	
変更の理由		

- ※ 変更事項等については、必要に応じて別紙に記載していただいてもかまいません。
- ※ 必要に応じて、変更事実を証する資料を添付してください。

耐震事業者登録簿

記載内容については、ホームページ等において公表することがあります。

所属する耐震化支援団体			
フリガナ 耐震事業者の名称			
耐震事業者として支援機構を通じて実施できる事業の種類別	(あてはまる事項の□の部分に■にしてください。複数可) <input type="checkbox"/> 耐震診断 <input type="checkbox"/> 耐震改修設計 <input type="checkbox"/> 耐震改修工事		
事業の対象となる住宅の構造種別	造		
耐震事業者の特徴 (200字以内)			
所在地	郵便番号	〒	—
	市区		
	町村番地		
営業時間/定休日	営業時間		定休日
耐震事業にかかる業務を始めた年	昭和 年		
各種許可登録 (あてはまる事項の□の部分に■にしてください。複数可)	<input type="checkbox"/> 建築士事務所登録		
	登録番号		
	<input type="checkbox"/> 建設業登録		
	登録番号		
	<input type="checkbox"/> 宅建業登録		
	登録番号		
従業員数	人		
建築士等有資格者の人数	一級建築士	人	
	二級建築士	人	
	木造建築士	人	
	その他	人 (資格:)	
耐震化支援団体実施研修等の受講実績 (過去3年以内に受講したものの中から主なものを3つ記入してください)	開催日	平成	年 月
	研修等名称		
	開催日	平成	年 月
	研修等名称		
	開催日	平成	年 月
	研修等名称		

資本金					円
売上高					円
登録年月日	平成	年	月	日	
登録番号					
代表者氏名					
管理建築士の氏名等	氏名				
	資格等				
専任技術者の氏名等	氏名				
	資格等				
契約実務者氏名等	氏名		実務年数		年
問い合わせ先	TEL	—	—		
	FAX	—	—		
メールアドレス					
ホームページURL					
担当者氏名					

■ 事業実績（過去3年間に行った住宅の耐震化にかかる事業のうち代表的なもの）

1	事業の種類別	(あてはまる事項の□の部分に■にしてください。複数可) □ 耐震診断 □ 耐震改修設計 □ 耐震改修工事			
	物件所在地	市区			
		町村			
	構造/階数	構造		階数	
	延床面積	m ²			
	実施期間	平成	年	月	～ 平成 年 月
	耐震診断者名				
	耐震改修設計者名				
	事業内容	概要			
		事業費	円		
診断・設計に際して、採用した考え方・基準等(※)		書籍記入例：「木造住宅の耐震診断と補強方法」日本建築防災協会2004.7.12			
改修前後の性能(事業の種類が耐震診断のみの場合は、改修前の性能のみ記入)		記入例：(改修前) 上部構造評点 ○点 → (改修後) ○点 など (改修前)	↓	(改修後)	
改修内容(事業の種類が耐震診断のみの場合は記入不要)		改修の部位、数量等を記入してください。			
依頼主の感想(可能であれば記入)					

※診断・設計に採用した考え方・基準を記入してください。またその元となる書籍(テキスト)があればその書名、発行者、発行日も記入してください。

※ この事業実績シートを、必要枚数コピーし作成してください。

大阪市耐震改修支援機構
代表理事 様

団体名
代表者氏名 印

耐震化支援団体 活動状況等報告書

標記のことについて、大阪市耐震改修支援機構耐震化支援団体認定等要領第9条第1項に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 団体名称

2 認定番号

3 普及啓発活動内容

項目	具体的内容
(セミナー、相談会、書籍の発行等)	(日時、場所、テーマ、参加者数、概要等)

※チラシなど、活動の内容がわかる資料があれば添付してください。

4 耐震事業者数

5 耐震事業者の活動内容

- ・ 別添3に記載してください。
- ・ 耐震事業者毎にシートを替えて作成してください。

6 耐震事業者に対して行った内部教育・研修等の内容

実施時期	教育・研修等の内容
	(場所、テーマ、参加者数、概要等)

※チラシなど、教育・研修等の内容がわかる資料があれば添付してください。

(様式10)

平成 年 月 日

大阪市耐震改修支援機構
代表理事 様

団体名
代表者名

印

紛争事案等報告書

大阪市耐震改修支援機構耐震化支援団体認定等要領第9条第2項に基づき、次のとおり報告します。

フリガナ 団体名称			
認定年月日	平成 年 月 日	認定番号	
フリガナ 耐震事業者名称			
登録年月日	平成 年 月 日	登録番号	
連絡先	TEL		
管理建築士、 専任技術者氏名		契約実務者氏名	
紛争等の概要			
経過等			

(様式11)

平成 年 月 日

様

大阪市耐震改修支援機構
代表理事

印

処 分 通 知 書

下記のとおり処分を決定しましたので、通知します。

記

1 処分内容 指導 ・ 勧告 ・ 除名

()

2 処分理由

(別添1)

モデル耐震事業者登録要綱

1 目的

本要綱では、〇〇〇〇（団体名称）が、大阪市耐震化支援団体認定等要領第5条（9）に基づき、耐震事業者を登録する際の条件その他の必要な事項を定めるものとする。

2 耐震事業者の責務等

（1）事業の実施

耐震事業者は、大阪市耐震改修支援機構を通じて〇〇〇〇から紹介された市民と耐震診断又は耐震改修に関して事前に打合わせたうえで、診断・設計・施工等の事業を実施する。

（2）市民への説明

耐震事業者は、事業の実施に先立ち、大阪市耐震改修支援機構の利用方法等について、市民への説明を行うものとする。

（3）苦情等への適切な対応

耐震事業者は、実施した事業にかかる苦情・クレーム等に適切に対応するとともに、その経過について〇〇〇〇へ報告する。

（4）耐震化支援団体への報告

耐震事業者は、大阪市耐震改修支援機構にかかる活動状況その他必要な事項について、〇〇〇〇へ報告する。

3 耐震事業者の登録等

（1）耐震事業者の登録要件

〇〇〇〇は、次の要件の全てを満たす会員を耐震事業者として登録することができる。ただし、耐震診断のみ、耐震改修設計のみの登録は不可とする。

- ① 耐震診断、耐震改修設計を実施するものにあつては、大阪府内において、建築士法第23条第1項の規定による登録を行っていること。
- ② 耐震改修工事を実施するものにあつては、大阪府内に建設業法に規定する営業所を有し、同法第3条第1項、第2項の規定により、同法別表の下欄の建設業のうち建築工事業の許可を受けていること。
- ③ 耐震改修工事を実施する者にあつては、1年以上の瑕疵担保責任を負うこと。
- ④ 耐震改修工事を実施する者にあつては、工事保険に加入していること。
- ⑤ 契約に関して相当の実務経験を有し、契約内容の説明・履行等について責任をもって行う者を契約実務者として置くこと。
- ⑥ 建築及び契約の実務に携わる者が耐震化の促進に必要な研修を継続的に

受講すること。

- ⑦ 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止の措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- ⑧ 大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- ⑨ 建築基準法その他関係する法令に違反し処分等を受けた場合にあっては、その処分等の日から2年を経過していること。
- ⑩ 耐震事業者の登録の取り消しを受けていないこと。
- ⑪ 耐震事業者として大阪市耐震改修支援機構を通じて実施しようとする事業の種別（耐震診断、耐震改修設計、耐震改修工事）及び事業の対象となる住宅の構造種別ごとに、耐震事業者の登録を申請する日から過去3年以内に、各々3以上の実績（主たる事業者として実施したものに限る）を有すること。
- ⑫ 大阪府消費者保護条例（昭和51年大阪府条例第84号）第11条第2項に規定する自主行動基準の届出をし、公示されていること。なお、当該自主行動基準には、少なくとも次の事項を盛り込まなければならない。

（会員及びその従業員等が遵守すべき自主行動基準）

- ア 関係法令の遵守
- イ 消費者の満足向上
- ウ 情報の提供等
- エ 見積り、契約等の書面等
- オ 工事に際しての配慮
- カ モラルの向上
- キ 技術・技能の研鑽
- ク 人権の尊重
- ケ 環境への配慮
- コ 個人情報保護について
- サ 苦情処理等の対応
- シ 基準の見直し

（2）耐震事業者登録（登録変更等）手続き

① 登録手続き

耐震事業者の登録を受けようとする者は、本要綱3（1）の要件を満たすことを証する資料を添えて〇〇〇〇に申請しなければならない。

② 登録通知

〇〇〇〇は上記申請を適当と認めるときは、申請者あて登録した旨を通知する。なお、この登録は、〇年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

③ 登録内容

耐震事業者の登録内容は、大阪市耐震化支援団体認定等要領様式 8 に準拠する。

④ 変更等手続き

耐震事業者において前記登録内容に変更が生じた場合は、速やかに〇〇〇〇に対して申請しなければならない。

また、耐震事業者において、本要綱 3（1）の要件を欠く事情が発生した場合、又は本要綱 2（1）に定める耐震事業者としての事業を中止する場合は、その旨を直ちに〇〇〇〇に対して届け出なければならない。

⑤ 手続きの実行の請求

耐震事業者が、本項④に規定する手続きを行わないときは、〇〇〇〇は、当該事業者に対して当該手続きの実行を請求することができる。

⑥ 登録の取り消し

ア 以下のとき、登録を取り消すものとする。

i) 耐震事業者が、本要綱 3（1）中、①から⑥に掲げる要件を欠く事情が発生した場合において、〇〇〇〇が相当の期間を定めて是正を要請してもその是正がなされないとき

ii) 耐震事業者が、本要綱 3（1）中、⑦から⑩に掲げる要件に反することが明らかなきとき、又は大阪府消費者保護条例第 13 条に基づく勧告に従わなかったとき

iii) 大阪市耐震改修支援機構運営要綱第 9 条に定めるコンプライアンス委員会が行う事実調査とそれに基づく法的考え方の整理により、耐震事業者が悪質な行為を行ったということが明らかとなったとき

イ アに定めるものの他、耐震事業者としてふさわしくない行為を行った場合等には、登録の取り消しその他必要な措置をとるものとする。

(3) 活動状況の報告

① 〇〇〇〇は耐震事業者に対し、活動状況その他必要な事項について、報告を求めることができる。

② 耐震事業者は、利用者との間で紛争等が発生した場合は、その経過等について、〇〇〇〇に報告するものとする。

4 名称の使用の制限

本制度により事業を実施する場合は、必ず〇〇〇〇の紹介によるものとし、〇〇〇〇を介さずに、「耐震事業者」の名称を使用しないこと。

耐震事業者（予定者）の情報

記載内容については、ホームページ等において公表することがあります。

所属する耐震化支援団体			
フリガナ 耐震事業者の名称			
耐震事業者として支援機構を通じて実施できる事業の種類別	(あてはまる事項の□の部分に■にしてください。複数可) <input type="checkbox"/> 耐震診断 <input type="checkbox"/> 耐震改修設計 <input type="checkbox"/> 耐震改修工事		
事業の対象となる住宅の構造種別	造		
耐震事業者の特徴 (200字以内)			
所在地	郵便番号	〒	—
	市区		
	町村番地		
営業時間／定休日	営業時間		定休日
耐震事業にかかる業務を始めた年	昭和 年		
各種許可登録（あてはまる事項の□の部分に■にしてください。複数可）	<input type="checkbox"/> 建築士事務所登録		
	登録番号		
	<input type="checkbox"/> 建設業登録		
	登録番号		
従業員数	<input type="checkbox"/> 宅建業登録		
	登録番号		
建築士等有資格者の人数	一級建築士	人	
	二級建築士	人	
	木造建築士	人	
	その他	人 (資格：)	
耐震化支援団体実施研修等の受講実績（過去3年以内に受講したものの中から主なものを3つ記入してください）	開催日	平成	年 月
	研修等名称		
	開催日	平成	年 月
	研修等名称		
	開催日	平成	年 月
	研修等名称		

資本金					円
売上高					円
代表者氏名					
管理建築士の氏名等	氏名				
	資格等				
専任技術者の氏名等	氏名				
	資格等				
契約実務者氏名等	氏名		実務年数		年
問い合わせ先	T E L	—	—		
	F A X	—	—		
メールアドレス					
ホームページURL					
担当者氏名					

■ 事業実績

(耐震化支援団体の認定申請日から過去3年間に行った住宅の耐震化にかかる事業のうち代表的なもの)

1	事業の種別	(あてはまる事項の□の部分に■にしてください。複数可) □ 耐震診断 □ 耐震改修設計 □ 耐震改修工事			
	物件所在地	市区			
		町村			
	構造/階数	構造		階数	
	延床面積	m ²			
	実施期間	平成	年	月	～ 平成 年 月
	耐震診断者名				
	耐震改修設計者名				
	事業内容	概要			
		事業費	円		
		診断・設計に際して、採用した考え方・基準等(※)	書籍記入例：「木造住宅の耐震診断と補強方法」日本建築防災協会2004.7.12		
		改修前後の性能(事業の種別が耐震診断のみの場合は、改修前の性能のみ記入)	記入例：(改修前) 上部構造評点 ○点 → (改修後) ○点 など (改修前) ↓ (改修後)		
		改修内容(事業の種別が耐震診断のみの場合は記入不要)	改修の部位、数量等を記入してください。		
	依頼主の感想(可能であれば記入)				

※診断・設計に採用した考え方・基準を記入してください。またその元となる書籍(テキスト)があればその書名、発行者、発行日も記入してください。

※ この事業実績シートを、必要枚数コピーし作成してください。

(別添3)

記載内容については、ホームページ等において公表することがあります。

登録番号	
フリガナ	
耐震事業者の名称	

■ 事業実施状況

1	事業の種類別	(あてはまる事項の□の部分に■にしてください。複数可) <input type="checkbox"/> 耐震診断 <input type="checkbox"/> 耐震改修設計 <input type="checkbox"/> 耐震改修工事					
	物件所在地	市区					
		町村					
	構造/階数	構造		階数			
	延床面積	m ²					
	実施期間	平成	年	月	～ 平成	年	月
	耐震診断者名						
	耐震改修設計者名						
	事業内容	概要					
		事業費	円				
診断・設計に際して、採用した考え方・基準等(※)		書籍記入例：「木造住宅の耐震診断と補強方法」日本建築防災協会2004.7.12					
改修前後の性能(事業の種類が耐震診断のみの場合は、改修前の性能のみ記入)		記入例：(改修前) 上部構造評点 ○点 → (改修後) ○点 など ↓ (改修後)					
改修内容(事業の種類が耐震診断のみの場合は記入不要)		改修の部位、数量等を記入してください。					
依頼主の感想(可能であれば記入)							

※診断・設計に採用した考え方・基準を記入してください。またその元となる書籍(テキスト)があればその書名、発行者、発行日も記入してください。

※ この事業実績シートを、必要枚数コピーし作成してください。